

庄内町告示第85号

令和2年度庄内町林業振興協議会補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和2年度庄内町林業振興協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の森林整備、山村地域の振興等に対する町民の認識の醸成を図るため、林産物等を活用した林産加工の開発、販路開拓等により町の林業振興に寄与することを目的に活動する庄内町林業振興協議会（次条及び第7条において「協議会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。第5条及び第6条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、協議会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 林業振興に関する活動事業
- (2) 林業経営の改善に関する事業
- (3) 関係機関との連携に関する事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 報償費、消耗品費及び自動車借上料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50,000円以内の額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第7条 町長は、必要と認めるときは、協議会の請求に基づき補助金の概算払をすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条、第6条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事 業 内 容	
3 事 業 費 等	

様式第2号（第5条、第6条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	